

デュプリケートブリッジの規則 2017 年版
改正 2024 年 1 月 1 日

(改正前)

目次－X I－

第73条 意思の伝達、テンポとディセプション	110
A. パートナー間の正当な意思の伝達	110
B. パートナー間の不当な意思の伝達	110
C. パートナーから不当な情報を得たとき	110

目次－X I I I－,－X I V－

第89条 個人戦の調整	132
第90条 手順上のペナルティ	132
第91条 ペナルティか出場停止か	133
第92条 上告権	134
第93条 上告の手順	134

(改正前)

第73条 意思の伝達、テンポとディセプション	
A. パートナー間の正当な意思の伝達	
1. オークションおよびプレイ中のパートナー間の意思の伝達は、コールとプレイだけを通して行うものとする。ただし、この規則で明示的に認められた方法は除く。	
2. コールおよびプレイは、不適切な強調、所作もしくは抑揚または過度の性急もしくは躊躇がないようにする。ただし、管轄団体は、オークションの第1ラウンド、スキップビッドの警告の後、または1トリック目などに一定の間を取ることを義務づけることができる。	
B. パートナー間の不当な意思の伝達	
1. パートナー間は、コールまたはプレイのやり方、余計な論評または身振り、質問したことまたは質問しなかったこと、アラートの有無、説明されたこと、または説明されなかったことなどを意思の伝達的手段に使わないものとする。	
2. 最も重大な反則は、規則が認める以外の、あらかじめ取り決めた方法を使ってパートナー間で情報を交換することである。	

(改正後)

第73条 意思の伝達、 行動 、テンポとディセプション	110
A. パートナー間の 意思の伝達の正しい形式	110
B. パートナー間の 意思の伝達の禁止された形式	110
C. パートナーから 偶然に得た不当な情報	110

第89条 禁止された行動及び非難されるべき振舞い	132
第90条 手順上のペナルティ	133
第91条 ペナルティか出場停止か	134
第92条 上告権	136
第93条 上告の手順	136

(改正後)

第73条 意思の伝達、 行動 、テンポとディセプション	
A. パートナー間の 意思の伝達の正しい形式	
1. オークションおよびプレイ中のパートナー間の意思の伝達は、コールとプレイだけを通して行うものとする。ただし、この規則で明示的に認められた方法は除く。	
1. コールおよびプレイは、不適切な強調、所作もしくは抑揚または過度の性急もしくは躊躇がないものとする（ただし、第73条D項3参照）。	
B. パートナー間の 意思伝達の禁止された形式	
プレイヤは、第73条A項に定められたもの以外の方法でパートナーに意思を伝え又は伝えようとしてはならない。	

C. パートナーから不当な情報を得たとき

1. プレイヤは、パートナーから論評、質問、説明、身振り、所作、過度の強調、抑揚、性急または躊躇、予想外のアラートまたはアラート不履行などを通して不当な情報を得たときは、この不当な情報を利用しないよう十分注意しなければならない（第16条B項1(a)参照）。
2. 本条C項1に違反するとペナルティが科せられることがある。対戦相手に損害があったときは第16条B項3も参照。

D. テンポあるいは所作の変化

1. プレイヤは、常に要求されるわけではないが、一定のテンポを維持し所作を変えないことが望ましい。これらを変化させることが自分の側に有利になる可能性があるときは、特に注意を払うようにする。そうでないときは、コールまたはプレイを行うテンポまたは所作が意図せずに変化することは反則行為ではない。これらの変化から導き出される推論は、対戦相手にだけ正当なものであり、対戦相手は自己責任でこの情報に基づく行動を取ることができる。
2. プレイヤは、質問、論評または身振りを利用したり、コールまたはプレイを急いだり躊躇したり（シングルトンをプレイする前に躊躇するなど）、コールまたはプレイする所作、または故意に正しい手順から逸脱することにより、対戦相手を惑わそうとしてはならない（第73条E項2も参照）。

E. ディセプション

1. （普通よりも早くまたは遅くすることで強調したり、パートナー間の秘密の了解事項または経験によって保護されているのであれば）コールまたはプレイで対戦相手をだまそうとすることは差し支えない。

C. パートナーから偶然に得た不当な情報

1. プレイヤは、パートナーから論評、質問、説明、身振り、所作、過度の強調、抑揚、性急または躊躇、予想外のアラートまたはアラート不履行などを通して不当な情報を**偶然**に得たときは、**それ**を利用しないよう十分注意しなければならない（第16条B項1(a)参照）。
2. 本条C項1に違反するとペナルティが科せられることがある。対戦相手に損害があったときは第16条B項3も参照。

D. テンポあるいは所作の変化

1. プレイヤは、**一定**のテンポを維持し所作を変えないことが望ましい。これらを変化させることが自分の側に有利になる可能性があるときは、特に注意を払うようにする。そうでないときは、コールまたはプレイを行うテンポまたは所作が意図せずに変化することは反則行為ではない。これらの変化から導き出される推論は、対戦相手にだけ正当なものであり、対戦相手は自己責任でこの情報に基づく行動を取ることができる。
2. プレイヤは、質問、論評または身振りを利用したり、コールまたはプレイを急いだり躊躇したり（**例えば**、シングルトンをプレイする前に躊躇するなど）、コールまたはプレイする所作、または故意に正しい手順から逸脱することにより、対戦相手を惑わそうととしてはならない（第73条E項2も参照）。
3. **管轄団体は、オークションの第1ラウンド、スキップビッドの警告の後、または1トリック目などに一定の間を取ることを義務づけることができる。**

E. ディセプション

1. （**所作や**、普通よりも早くまたは遅くすることで強調したり、パートナー間の秘密の了解事項または経験によって保護されているのであれば）コールまたはプレイで対戦相手をだまそうとすることは差し支えない。

(改正前)

第89条 個人戦の調整

第12条C項3参照。

(改正後)

第89条 禁止された行動及び非難されるべき振舞い

- A. 次に挙げるものは反則である。
1. 不正な方法で、現在プレイされているボード又はプレイが予定されているボードに関する情報を得ようとする事
 2. 現在プレイされているボード又はプレイが予定されているボードに関する不正な情報を使用すること
 3. 禁止された方法で、現在プレイされているボードに関する情報をパートナーに伝え又は伝えようとする事
 4. プレイが予定されているボードに関する情報を他のプレイヤに伝え又は伝えようとする事
- B. A項に違反したプレイヤは、非難されるべき振舞いに対して、これに係る懲戒規則に規定される制裁を科されなければならない。*
- C. 禁止された方法による情報伝達を用いたことに関する競技者の容疑を証明し又は裏付けるために、統計的又は確率的分析を用いることができる
- D. 次に挙げるものはいずれも、問題となっているボードの結果やパートナーによるその後の行為（又は行為しないこと）にかかわらず、不正行為の判断の基礎づけに用いることができる。
1. プレイヤの所作又は動作とそのプレイヤが持っているカードとの間の統計的に有意な相関の存在
 2. プレイヤの特異な行動選択とパートナー又は対戦相手が持っているカードとの間の統計的に有意な相関の存在
 3. まだプレイされていないボード又はまだ公表されていない結果に関する不正に得た情報の所持

* 管轄団体は、管轄地域外で行われた競技会において得られた証拠を、他の管轄団体が行った懲戒処分を含めて、考慮することができる。

索引

p137

意思の伝達、テンポとディセプション

(「情報」も参照) 73

パートナー間の意思の伝達、正当な 73A

パートナー間の意思の伝達、不当な 73B

p138

規則が認める以外のあらかじめ

取り決めた意思の伝達 73B2

p162

間、義務づけられた 73A2

意思の伝達、**行動**とテンポとディセプション

(「情報」も参照) 73

パートナー間の意思の伝達、正当な 73A

パートナー間の意思の伝達、不当な 73B

規則が認める以外のあらかじめ

取り決めた意思の伝達 73

間、義務づけられた 73D3